

I 国際認定者・倫理規定

当規定内における「国際認定者」とは、ワンネスインスティテュートの認定を受けたスピリチュアリスト・カウンセラー・セラピスト共通の呼称です。

1 【原理原則】スピリチュアリティとは、人類にとって共通の普遍的な靈性のことを言う。すべての人に靈性が備わっていること（ただしその目覚めの度合い、意識の進化の段階は異なる）を理解する。よって、特別なこと、神がかり的なこと、怪しげにみられる表現（神からの～～、魔女の～、～だけに授けられた、その他、自分たちだけが特別という価値観に基づく表現など）は使わない。

2 【尊重】全ての人は、スピリットであり本質の自己を発揮し、真我をあらわすことができる潜在的な力を持っている。と同時に、誰もが完璧でなく、完成形ではなく、発展途上であり、成長過程にあることを理解し、尊重する。それぞれの段階の、それぞれの人の学びを尊重する。表面的な価値判断をしたり、見下したり、逆に誰か・何かを神格化したり、妄信したり、何らかの存在に依存することを促すような表現や発言をしない。

3 【自発性・自立性・パワー】モノが何かを成すのではなく、誰かが力や能力を授けるのではなく、クライアント自身が、クライアントの人生において最もパワフルな存在であることを理解する。クライアント自身の中に力があること、その力に気づき、発揮し、自分の足で歩けるよう方向づけ励ます立場を貫く。自発・自立を促すことが基本で、クライアントの力を取り上げ依存させかねない言動を避ける。

4 【ミディアムシップ関連】悪霊、生霊、死霊、悪魔など、人を怖がらせる表現を自発的にしない（怖くないのだという説明や納得理解できる説明なしに）。そういったテーマは、ほかのテーマを扱うとき以上に注意を払うこと。クライアント等がそのような言葉を使うときは、「そういう表現をする人もいますが」とことわったうえで、すべてはエネルギーであること、誰もが死くなれば肉体が死くなり意識だけの存在になる、本来戻るべきところに戻れていない存在もある。学んだことを言葉に変換し、簡単に説明すること。低次の霊は確かに存在し、敏感な霊媒体質の方の場合は人よりそれらの存在に影響されやすい傾向があるので、しっかり地に足をつけて心地よい生活をすること、波動を高めることができ

切であることを説明する。※ミディアムシップを学んだ方は、きちんと説明し、セラピー・ヒーリングまたはリーディング・カウンセリングの中で浄化ワークをしてもよいが、ライトワーク・ミディアムシップの「上げる・浄化する」だけのセッションは行わないこと。理由は、クライアントが「毎回、とてもらうために依存する」ようになってしまっては、本末転倒なため。浄化を誰かにしてもらっても、本人の学びや変化なくしては波動が上がらず、誰かに依存したまま、同じことの繰り返しになる。根本的な問題解決の方向へ導く必要性と倫理を保つという意味でも、「浄靈」のためだけのセッションはしない。

5 【社会性・信頼性のある表現】常に、見えない、確立していない分野を扱っているということを自覚し、信頼され、確立した分野にしていくために、社会性・信頼性を得られるバランスのとれた在り方、発言、表現を心がける。主観的すぎないかどうかチェックし、客観的、多角的な視点を常に持つことを心がける（ワンネスは多角的な視点）。

6 【法律の遵守と信頼性】 医師法・薬機法に抵触しないこと。治ると言わない、誇張した表現をしない、個人の感想、約束しない、診断しない、治療ではない、特に精神疾患をもつ方、ボーダーラインの方に関しては、特別の注意を払う。迷うケースなどについてはワンネスのコミュニティに相談し、トラブルとなる可能性のある活動の仕方や運用を避けること。

※スクール側で把握した要注意ケースやクライアントについて認定者コミュニティで情報共有やアドバイス、告知などお知らせをしていきます。

7 【スキルの更新や意識の成長、協働】学ぶ姿勢を忘れず、国際認定者として、さらなる靈性の進化と発展のために力を注ぐ。新しい講座やイベントへの参加、学習（復習自習・練習会・勉強会・再受講・TA サポート・その他の機会を含む）への自発的で積極的な取組みを望まれています。スクールでのイベント等、コミュニティやメンバーへの積極的な関わり、コラボ、支援やサポートも、学びと協働体験と成長の機会となります。後輩の皆さんを援助したりサポートすることで得られる学びや体験、スキルや成長があります。

8 【その他、スピリチュアリストとして望ましい在り方】その他、社会性、信頼性を疑われたり、損なう言動をしない。見えない分野を扱うことの重要性、誠実さ、正直さ、謙虚さを認識し、尊重することが望されます。

II クライアントや同僚との関係性

クライアントと国際認定者の関係性はデリケートな性質であることを認識します。クライアントとの関係は、安全でプロフェッショナルな環境の中で保たれることを確実とし、設けられた健全な境界線内で実践されるすべては、スピリチュアリストの責任であることを認識します。

1 いかなる人物であれ、差別は避けましょう。

2 西洋医学、東洋医学、代替医療、心霊研究、スピリチュアリティ、ホリスティックヒーリング、における様々な活動や研究における新たな発展を意識するように努め、それらにオープンであるように努めましょう。

3 同僚と良い関係を結ぶこと。特に同じ分野で通常「競合」となる相手もまた、ワンネスの中で「同じ方向へ向かう同志」「アプローチや主義主張は異なれど、意識の進化を促す活動に従事する仲間」として捉える。孤立や分離が視野を狭め誤った判断に導くと気づいていましょう。

III プロとしての実践

1 スピリチュアリスト・セラピスト・カウンセラーは医師ではありません。医師でない限り、クライアントの身体精神状態の診断、薬や治療、医師の忠告に反するような勧告、承認をしないことを遵守しましょう。

2 料金や支払い方法に関して明示しましょう。

3 個人やグループに対して、時には報酬いかんにかかわらず尽力することが必要な場合もあることを理解しましょう。

4 クライアントと紹介元には信用を保証し、細心の注意をもって実践内容に関する事実を開示・報告しましょう。

5 クライアント、同僚、その他同業者を中傷しないようにしましょう。

6 同僚や同業者をライバルとみなさないことが大切です。互いにルートや歩き方は異なっても、それぞれステージは異なっても、人類全体、地球全体、ワンネス全体からみれば成長し続ける同胞たちであり、同じ方向性へと向かう仲間。そのようにみなすことができるだけの多角的かつ高次の視点を持ちましょう。表現も個性も多様ながら、一つであること、それがワンネス意識です。

7 ポジティブな方法で自身のミッション・活動をプロモートしましょう。

8 プロとしてクライアントと向き合いましょう。（例：セッション時間を中断しない、留守電にしておく、ペットを部屋から出す、セッション中にクライアント以外の誰かと話をしない、基本的に自身の未解決の問題についてはクライアントからお金をいただいている時間を割いて話さない。もちろん、解決した体験談がクライアントの問題解決や理解に直接役立つ場合はシェアしてよい。）

IV クライアントとの信頼性

プロとしての心構えに基づいてクライアントとの関係を保つことは、私たちの責任です。

1 クライアントとの関係を途中で放棄しない。万一本格としての関係を保ちながら援助が不可能となり、何らかの正当な理由で関連をもたないと決めた場合、ほかの認定スピリチュアリストからの役務の提供を受け続けることができるよう、プロとしてできる限りの援助と努力を惜しまない。またセッション中に深い感情の解放が起こったクライアントには、学んだことを活かし、かつガイドにかならずつながることによって適切な範囲で自身にできる最善のフォローを行う。場合によって問題解決のための更なる援助が必要かどうかを見極め、必要なときにはコミュニティの助言を得る。あるいはその専門の問題を取り扱える有資格者が知人にいるなどの場合は、紹介するかどうか等も見極める。

2 ヒーリングテクニックやリーディングテクニックについては、可能な限り現実的な表現を使い、講義内やメール講座内にある説明ができるよう、努める。

3 クライアントや関わる集団のモラル、社会性、宗教的な基準には細心の敬意を表する。意見を述べることを求められ、それが妥当である場合以外、自分の信念、信条を人に押し付けない。学んだことを語る場合は、「私はこのように学んでいます（きました）」。

「原則はこうですが、個々のケースによって異なります」「私が勉強したことからすると～～ことと言えます」「スピリチュアリティの考え方からすると、こう言えるんですよ」「スピリチュアルな視点からすると、私はこのように捉えています」と、異なる意見もありそのような意見を持っているとしたらそれも尊重する、という前提で話をする。

4 國際認定者とクライアントとの間の信頼と独特な力関係を認識する。複雑となりえるこのような関係を認知するとともに、クライアントからの信頼と依存心を利用しない。我々のプロとしての判断を曇らせる上にワークの誠実さを脅かすような、関係を結ばない。性的関係など)

5 現在、あるいは過去のクライアントに対して、ハラスメントや虐待につながるような言動、脅迫行為をしない。

6 たとえ合意の上でも、クライアントとのいかなる性的関係ならびにハラスメントは道義に反する。

7 性的関係とは以下の通りに限らないがこのような行いを含む：直接的であれ暗喩的であれ、いかなる類の誘惑的な発言、そのようなジェスチャーや行動、性的に体に触れる、誘う、何度も繰り返されるコメント、ジェスチャー、性的な身体接触。

V 守秘義務

関与するすべての人々の健全さを尊重し、彼らの厚生を守り、カウンセリング・ヒーリングセッションを通して得た彼らの情報に関しては、その保護を義務とする。

1 クライアントの記録は、安全と守秘性を保証する方法で保管される。

2 クライアントとのやりとりは、プロとして守秘する。

3 状況判断のために姓名を明かす必要がある場合以外、実習生や初心者の援助、その他の国際認定者の相談に乗るときは、クライアントの下の名前のみを使う。実習生や他の国際認定者に対して、守秘義務の重要性を伝達するのもまた、我々の責任である。学びや事例などで必要な際は、必要な個人情報は秘匿し、必要な概要や情報のみやり取りするようになる。

4 セッションの録音、第三者にセッションの見学をさせる際は、事前にクライアントから

の許可を得る。

5 現在あるいは過去のクライアントの事例を書物・セッション・公の場での発表のために引用する場合は、彼らの個人情報（個人を特定できる情報）は秘匿される。

VI プロ同志の関係

スピリチュアルな実践家として、さまざまなプロの人々との関係を維持し、尊重し、協力しあいます。ホリスティックなヘルスケアネットワークのプロの一員として、多岐にわたる学問分野ならびにプロ同志の関係を保ち、共に発展することが期待されていることを理解します。

1 ほかのスピリチュアリストのクライアントと知りながら勧誘するのは道義に反する。

2 ほかのスピリチュアリストをそしるような言動は道義に反する。基本的に他プラクティショナーと競争するのではなく、互いに靈的な援助や奉仕を通して意識の進化に貢献する者、地上の同士として他者を捉えること。ポジティブ・ネガティブにかかわらず、必ず学べることがある。

3 セッションにおいて、クライアントの肉体的・感情的・精神的・靈的問題や課題が、自身の手に負えないと感じた場合はコミュニティー、事務局に相談する。必要な場合は、訓練を受けたほかのメンバーや学長に相談する。また、場合により専門機関や専門の訓練を受けた外部の実践家などに紹介を必要とするケースがあることも、理解する。

VII 広告・宣伝・広報

パンフレットや広告、口頭も含め、その提供内容を描写する場合

1 利益について誇張しない、先の項目でもある通り、治る、効く、病気を治す、等の表現は薬機法等法規に抵触するため、そのような表現を使わないことに気を付ける。

2 トレーニング、資格について正しく明記する。

3 いかなる組織からのスポンサーシップ、宣伝、そのような組織の代弁者としての発言を故意にほのめかさない。

4 国際認定者として、人となりをプロフィールやマイストーリーなどで明示したり、宣伝ツールを準備し、信頼性を得られるような形で伝える努力、誠実に仕事に取り組む決意を表現すること。

5 身分・タイトルの表記は以下のとおり推奨します。

認定者表記

国際認定スピリチュアリスト 6ヶ月集中講座

- ワンネスインスティテュート認定 国際認定スピリチュアリスト
- ワンネスインスティテュート認定 国際認定スピリチュアルカウンセラー
- ワンネスインスティテュート認定 国際認定ワンネスカウンセラー

以上の3つの表記も使用することができます。

パワーストーンセラピスト養成講座

- 英国保険適用自然・波動療法パワーストーンセラピスト

その他認定コース

- 認定メタフィジオセラピスト
- ワンネスメディテーション・認定ファシリテーター
- チャネリングアート・認定ファシリテーター

- レポートを未提出で、この規定に署名をされた方 →

- ワンネスインスティテュート 国際認定スピリチュアリスト集中講座 受講
- ワンネスインスティテュート パワーストーンセラピスト養成講座 受講
- ワンネスインスティテュート メタフィジオセラピスト養成講座 受講

これらの資格・認定を明示いただいた上で、●●カウンセラー、●●のスピリチュアリスト、●●の専門家、などと名乗っていただくことは、当倫理規定に反しないことであれば、基本的に自由です。迷うときやこれはどうか?と思われるケースでは、ご相談ください。

6 メニュー表記

メニュー表記については、最低限これらの大項目を表示ください。中項目の表記も推奨しますが、必要があればアレンジ可能です。

表記の参考

受講コース	メニュー大項目 (表示)	メニュー中項目 (例:アレンジ推奨)
国際認定スピリチュアリスト6ヶ月集中講座 認定スピリチュアルカウンセラーコースの方も 「国際認定スピリチュアリスト」と表記ください	スピリチュアルリーディング・カウンセリングまたは ワンネスリーディングカウンセリング ワンネス「魂の構造」リーディング 過去世アカシックリーディング	中項目はご自分の得意分野等 を反映して自由に設定ください。例:「クリアボヤンスセッション」「スピリットガイドからのメッセージ・チャネリング」「チャクラ・リーディングセッション」など。迷 う際はご相談ください
認定セラピストコースの方は国際認定メタフィジオセラピスト、と表記ください。	メタフィジオセラピー TM	アレンジ不可。 要素を分解することは可能 ・パワーストーンセラピー ・アロマリフレクソロジー など
パワーストーンセラピスト養成講座	パワーストーンセラピー	クリスタルアキュパンクチャー TM 、テラグラムセラピー TM 、トリニティストーンヒーリング、ビューティークリスタル、スピリチュアルクリスタルセッションなど分割で提供することも可能
認定ヴァイブルエーショナルヒーリング	ヴァイブルエーショナルヒーリング	ミニセッションやテーマごとのヒーリングメニューなどに 応じて冒頭の語句をアレンジ するなど可能
ワンネスマディテーション・認定ファシリテーター	ワンネス・メディテーション瞑想会	ご自分のレポート・トレーニング、体験をベースにどの瞑想もご自由にお使いいただ

		き、個別のテーマやワークショップタイトルを追加するなど自由なアレンジも可能
チャネリングアート・認定ファシリテーター	チャネリングアート・ワークショップ	講座で学び提供できるとされているメニューを自由にお使いください。ワークショップのテーマや個別のエクササイズなどもアレンジ・追加可能です。気軽にご相談ください

7 「体系的な靈性の理解と実践」「靈性の発展」を促進するグループとして、スクールの活動を積極的に支援いただき、ご協力ください。自信をもって、堂々と恥ずかしがることなく、ご自身の学習やトレーニング、スクールを明示・名言してください。

8 この書面にサインされた方に、HP、ブログ、名刺における「国際認定者」の表示・使用を許可いたします。万一、周りの方で「国際認定者ではないのでは?」「このバージョンの倫理規定にサインされていないのでは?」と思われる場合は、ワンネスインスティテュートにお知らせください。事実関係を確認し、必要があれば署名の勧告又は表記を取り下げるよう、連絡をいたします。

9 この規定に署名をされた方は、ワンネスインスティテュートのHP等に国際認定者として、掲載させていただきます。

＜サイト掲載について：別途、掲載のための写真・プロフィール・連絡先等、掲載に必要な情報を提供ください。掲載の方法に工夫が必要な方はご相談ください。また、掲載を希望しない方はその旨お知らせください。掲載を希望されない方も、認定登録を維持している限り、認定は継続更新されます。イベントへのお声がけやご紹介などについては基本的にサイトに掲載されている方を優先的にさせていただきます。＞

10（※計画中後述）登録・認定について：認定制度はこのようになります。詳細につきましては今後変更となる予定ですが、今回署名をいただく皆様は認定の翌月から1年間の認定登録が継続します（2月認定 → 翌年1月まで）。認定登録を維持することによって皆さまが受けとられるベネフィットは

①認定登録の維持、②講義動画の視聴、③認定生コミュニティ参加、④ホームページ掲載、
⑤体験会や外部フェアなど開催する際にスクール所属のスピリチュアリストとしてお声がけ、お誘い ⑥また、今後動画講座などが販売される場合には講座を販売しコミッショニングを受け取るための権利や、インストラクター講座等が催される際などに優先的にお声がけ。

1年後以降は、認定会員費として1650円／月 程度の会員費をお納めいただき、認定登録の維持とベネフィットを継続してお受取りいただく形となる予定です。

⑦ワンネスコミュニティ「森」への参加

ワンネスコミュニティ「森」を創設します。このコミュニティではこの混沌の世の中において、愛と安らぎと成長と活力など善きもの溢れる人生を提案し、安心安全の聖域、癒しの寺院、あるいは生命を祝うものたちの愛と安らぎが溢れる森の集い、といった輪を提供すること、そしてワンネスとしての集合意識を体現する「場」を共同創造するというコンセプトのもと、計画を進めています。「地上における聖域、天国を体現した意識の共同体」のようなイメージです。

「ワンネスの森」のコミュニティ活動の概要

- ①月1回の叶礼美ライブセミナー（時事テーマ、講義、瞑想、遠隔ヒーリング等）
- ②国際認定者がスピリチュアリスト体験・活動・事業など発表・シェア・スピーチなどする1.5時間程度・月1を計画中・最後にご自身の宣伝）へのお声がけ
- ③Facebook グループでの2週間に1つのテーマでエクササイズやセルフワークを配信し、グループでシェアやディスカッション

そこで、国際認定された皆さんには、国際認定者として、コミュニティにおけるチューターのような立ち位置で、コミュニティメンバーのスピリチュアルな探究やふれあいの場を支援する気持ち、それを通してスピリチュアルな貢献の場の一つとして、さらなる靈的成长の場、実践の場の一つとして、関わっていただけることを願っております。

一般の参加者にとって認定者は、集中的なトレーニングを受けたスピリチュアル探究、あるいはワンネス意識探究における先輩たちです。コミュニティの中では社会においてワンネス意識を地上で表現する方々、スピリチュアリティ探究者・体現者・支援者・啓蒙者としてのあり方、スピリチュアリストとして教育を受けられた実践者としてご参加いただきたい（FB グループ等）と考えています。

ワンネスコミュニティがスタートする際に参加費用が設定される際、国際認定者の皆さんは大幅な割引低価格に抑える予定としています。

※項目10につきましては計画中のため、現時点でお伝えできる内容とさせていただいております。今後さらに具体化していく中で内容が変更になりますことをご承知おきください。認定費用の部分に大幅な変更はないと現時点では考えております。

また、活動に関わりたい、手伝いたい、サポートしたい、と思ってくださる方はぜひ、スクールのST、TA、講師、事務局へお声がけください。

11 また、署名を経てサイトへ掲載された方は、ワンネスインスティテュートと協働して靈性の発展へ力を注ぐ活動へ共鳴いただいている方と認識し、イベントなどへ優先的にお誘い、メルマガ等でのご紹介や、インタビューやプロジェクトなどの際に発表などの機会を用意するなど個別にお声がけなどをさせていただくことがあります。

12 二次利用について

認定資格は個人セッション等で学んだことを生かしてサービスを提供する資格があることを認定するものとなります。一般社団法人 国際生命意識協会・ワンネスインスティテュートにより発行されたいかなる著作物（テキスト・教材・メルマガなど）を二次利用しての教科書・テキスト・資料・講座開催は、禁止いたします。（配布を前提として協会またはスクールから提供された資料を除く）

13 めったにないことではありますが、万が一国際認定を受けた方が、スクール全体の信頼性・品位を損なう・スクールに対する不利益を図る等の事例が見られた際は、改善の勧告、認定取り下げなど、必要な対応をとらせていただく場合があります。

14 その他、ご意見・ご質問・ご要望などありましたら、お知らせください。すぐに検討する・実施するというお約束はできませんが、スクールとコミュニティのよりよい運営と発展のため、皆様の積極的な関与に感謝し、検討させていただきます。

15 この規定は、スクールを中心として、コミュニティ、グループ全体の役割や現況等を考慮しながら、改善・更新されていきます。

国際スピリチュアリスト倫理規定

VII 倫理規定への同意の意思

上記の倫理規定をすべて読んで理解し、規定を尊守すること、判断に迷う場合などはスクールやコミュニティに相談することを理解し、ここに同意します。

当倫理規定へ署名はワンネスインスティテュート倫理規定のページ内
「倫理規定へ署名はこちらから>>」よりお願い致します。



パソコンの場合

スマホの場合

上記「倫理規定へ署名はこちらから>>」の回答をもって認定の手続きをいたします。忘れずにご回答・ご記名ください。

以上

2024年 倫理規定 5.3